

# 平成25年度 第1回環境審議会 会議録

## 1 日 時

平成25年8月27日（火）午後1時30分から午後5時25分まで

## 2 場 所

現地視察、中野市豊田支所大会議室

## 3 出席者

### 【審議会委員】

高橋幸造、望月隆、常田英士、中島武久、山岸洋子、小根澤庄一、町田攻、畔上陽子、市川大輔、丸山久治、高橋秀子、市川壽善、中村幹夫、山岸恒夫、柴垣顕郎、小林優子

### 【事務局（くらしと文化部環境課）】

くらしと文化部長、環境課長、環境課長補佐兼環境係長、衛生係長、担当

### 【説明者】

竹花工業株式会社篠原勇人（工事・折衝請負業者）

## 4 傍聴者 なし

## 5 現地視察

移動のバス車内において、事務局から自然保護条例に基づく自然休養地である斑尾地区内での今回の開発行為について、事前配布資料に基づき説明。

現地に着後、事務局から開発地について説明。

豊田支所に移動し、大会議室において開会。

## 6 内容

### 1 開会

【課長】 それでは、定刻になりましたのでただいまから始めさせていただきます。

先ほどは、ソフトバンクモバイル株式会社の現地を視察していただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます環境課長ですが、よろしくどうぞお願いいたします。

はじめに、くらしと文化部長からご挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

【部長】 あらためまして、皆さん、こんにちは。本来であれば市長が参りましてご挨拶を申しあげべきところでございますけれども、公務の都合で出席がかないませんので、ただいま紹介ありました、くらしと文化部長ですが、代わって挨拶をさせていただきます。

本日、ご多用のところ、中野市環境審議会を開催いたしましたところ、

出席を賜りまして誠にありがとうございます。また日頃から市政の推進にご理解、ご協力を頂いておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

さて、本日の会議でございますけれども、皆様方に審議会委員をお願いしてから初めての会議ということになりますので、まずは正副会長を決めさせていただきたいと思っております。それから、主要議題といたしましては、先ほど現地で視察を行っていただきましたが、自然保護条例で自然休養地に指定されております斑尾地区内での開発行為の事前協議書が提出されている件につきまして、自然環境保全上の見地から委員の皆様よりご意見を頂きたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いしまして簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

【課長】 それでは、環境審議会を担当いたします職員の自己紹介を初めに行いたいと思っておりますがよろしくお願いいたします。

(課長補佐兼環境係長、衛生係長、担当の順に自己紹介をする)

【課長】 以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、審議会委員の皆様の方から自己紹介をよろしくお願い申し上げます。  
(委員が自己紹介をする)

【課長】 ありがとうございます。なお、本日の審議会に欠席されております委員さんをご紹介させていただきます。信州中野商工会議所からの山田彰一様、花と緑の会からご推薦いただきました神田仁子様のご2名が本日欠席ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

平成25年6月3日からご委嘱を申し上げている委員さんは合計で18名でございます。平成27年6月2日までの2年間の任期となっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。各推薦団体の役員交代等により、任期途中でご委嘱申し上げます委員さんの皆様につきましても前任の委員の残任期間となっておりますので、同様に平成27年6月2日までとなりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それではここで、初めての委員さんもうらっしゃいますので、中野市環境審議会について事務局の方から簡単にご説明を申し上げたいと思っておりますがよろしくお願いをいたします。

【課長補佐】 (資料により説明)

【課長】 以上でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前にあらためまして本日の出席委員数を申し上げます。本日の出席委員数は、委員18名中16名でございます。2名の委員さんからは欠席の旨、通知がありました。

中野市環境審議会条例第6条第2項の規定により、出席者数が過半数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

これより、会議に入らせていただきますが、環境審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますが、会長

が決まるまでの間、事務局で進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

### 3 会議事項

#### (1) 正副会長の互選について

【課長】 それでは、早速議事に入らせていただきます。会議事項(1)の正副会長の互選についてを議題といたします。正副会長は環境審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選によるとなっておりますので、互選の方法をどのようにしたらよいかお諮りをいたします。

【委員】 初めて顔を合わせる方が多いと思うので、一人ずつ環境に対する意見を述べてもらって、それを元に皆で推薦と立候補で互選をしたらいいと思います。

【課長】 ただいまそのようなお話がありました、ほかに何かご意見等々、互選の方法をどのようにしたらよいか案がありましたら、よろしくお願いいたします。

【委員】 正副会長の選任ということでございまして、選任の方法については、色々あるかと思いますが時間の関係等がございしますので、もし事務局の方から案がございましたらご提案いただいて皆さんにお諮りいただけたらよろしいかと思っております。よろしくお願いいたします。

【委員】 慣例上でも構わないかなという気もするんですが、ひとり1分くらいずつでしたら20分くらいで済むので、環境について簡単に皆さんから意見をいただいたらどうかなと思います。

【課長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

ただいま、それぞれの委員さんの方々から環境についての思いを1分程度申し上げていただいて、そのあと正副会長の互選と、それから事務局の方で何か案があったら事務局案について決めていったらどうかという二通りのご意見がございました。

正副会長については、委員の皆さんの互選ということになっておりますので、皆様方の方で最終的にはお決めいただきたいということでございますが、決めるに当たって採決が好ましいかどうかは非常に疑問があるかと思っておりますけれども、最初にお話がありました、それぞれ1分程度のお話をいただいて正副会長の互選のことについてお諮りさせていただいて、そのあと事務局案についてどうかということのお諮りをさせていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

【委員】 前回もやらせていただいたんですけど、前回のときは1回しかなかったんですよ。審議会って。ここで顔を合わせて、次回何かあるかわかんないですけども、大きなことがあったときに皆さんどんなことをお考えなのかと皆で知ってた方がいいと思うんで、先ほど仰られたような考えを、一言でいいからお話しいただくってことはいいと思うんで、よろしくお願いいたします。

【課長】 では、ただいまいただいた1分程度のそれぞれの委員の皆さんの環境に対する思いを述べていただくってことの決を、まずは採りたいと思いますが、いかがなものございましょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成6名)

【課長】 では、先ほど事務局の方から提案いただいて、それについて採決をしたいとのご意見がございました、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

(賛成 8 名)

【課長】 ただいまの賛成者数が 8 名という結果となりました。採決の結果、私どもの方で正副会長の案についてご説明申し上げて決を採ってまいりたいと思っていますのでよろしくお願いをいたします。

【課長補佐】 それでは事務局案につきまして、まず、会長につきましては、農業委員会からご推薦をいただき、農業委員会でも会長を務められている高橋委員にお願いしたいと考えております。

また、副会長につきましては、中野市農業協同組合からご推薦をいただいております望月委員にお願いしたいと考えております。以上です。

【課長】 ただいま、ご説明申し上げましたとおり、会長には高橋幸造委員、副会長には望月隆委員とすることにご異議ございませんか。

【委員】 ちょっと質問ですが、事務局の方で 2 人を選んだ選出の基準なり根拠について説明していただけますか。

【課長】 はい。私の方でお話し申し上げさせていただきたいと思います。

まず、会長さんにつきましては、これまで選出母体である農業委員会の会長さんに会長になっていただいているという慣例がございまして、農業委員会の会長さんに会長の職に就いていただきたいというふうに考えております。それから、副会長につきましては、以前は衛生自治会の会長さんに副会長になっていただいた経過がございます。ただ、衛生自治会の会長さんですとどうしても昼間に審議会を開催したときには、会社勤めであったりするものですからなかなか出て来れないといった状況が生まれておりましたので、前回から中野市農協からご選出されている委員さんを副会長といったことで今日に至っている、そういった慣例を私どもの案としてご提案申し上げてきたということでございますので、よろしくお願いをいたします。

【課長】 それでは、今一度お諮り申し上げますが、会長には高橋幸造委員、副会長には望月隆委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

【課長】 異議なしということでございますので、会長には高橋幸造委員、副会長には望月隆委員とすることに決定いたしました。

それでは、高橋会長と望月副会長は、正面の正副会長の席へお願いをいたします。

ただいま選出されました正副会長さんそれぞれに一言ご挨拶をちょうだいしたいと思います。まず会長さんの方からお願いします。

【会長】 ただいま、ご指名をいただきました中野市農業委員会長の高橋でございます。大変不慣れでございますが、皆さん方のご指導ご協力をいただく中で精一杯務めさせていただきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

【副会長】 ただいま、推薦をいただきました J A 中野市の望月です。先ほど色々ご意

見をいただきまして、私どもJAとしてもですね、この環境の問題につきましても、特に園芸ときのこを両輪とする農業振興というそういう内容で現在事業展開をしております。特に、この中で菌茸類が私どもJA中野市の中では、販売高で約80%のシェアを占めるという非常に根幹の産業でありまして、このことについては既に皆さん方もご承知のように循環型農業、生産から発生する使用済み培地を含めたですね、全てのものについて循環型の農業を推進するという考え方で進めております。本日、お集まりの皆さん方からも色々ご意見をいただく機会もあるかと思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

【課長】 どうも、ありがとうございます。それでは以降の会議の進行につきまして会長さんにお願ひをいたします。

## (2) 自然休養地開発に係る事前協議について（意見聴取）

【会長】 それでは、会議事項(2)の中野市自然保護条例に基づく自然休養地開発の事前協議についてを議題といたします。

この会議事項につきましては、先ほど現地視察を行いました、事務局から、説明をお願いいたします。

【課長補佐】 今回の中野市自然保護条例に基づく自然休養地開発につきまして、ご説明いたします。

ソフトバンクモバイル株式会社が設置する携帯電話無線基地局は、2メートル×2メートルの4平方メートルの敷地に、18メートルのコンクリート柱のうち、3メートルを基礎体として地下に打ち込み、地上15メートルのコンクリート柱に、避雷針、機器類を取り付け、地上の合計の高さ18.9メートルというものでございます。

バスの中でもお話しいたしました、本日の環境審議会の意見を付して、市長に答申いたします。事務局からの説明は以上ですが、詳細につきましては、この無線局設置の請負業者から説明させたいと思っておりますが、こちらに同席させることにつきまして、委員の皆様にお諮りしたいのですがよろしいでしょうか。

【会長】 ただいま事務局から説明がありましたが、この会議事項につきまして、市は、環境審議会の意見を参考に、事業者に対し指導することとあります。

また、詳細な説明を無線局設置の請負業者から説明させたいとの提案がございましたが、請負業者について同席させることについて、よろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

【会長】 ご異議なしとのことですので、請負業者の同席を認めます。事務局は準備をお願いいたします。

（請負業者着席、追加資料配布）

【会長】 準備が整ったようですので、説明をお願いします。

【請負業者】 皆さんこんにちは。私は小諸市にあります竹花工業株式会社の篠原勇人と

申します。本日はよろしくお願ひいたします。

私どもは、ソフトバンクモバイルから折衝・工事の業務を請け負いまして、このたび審議にかけていただきます計画を進めています。

お手元の資料をまずはご覧ください。本日現地の確認をしていただいたところの写真、住宅地図等々です。近傍の少し標高の高い場所にあるKDDIさんの局も併せて確認されたと存じます。

ソフトバンクモバイルが、当地で計画した理由は2つあります。

まず、皆様が本日視察された、豊田高原スキー場入り口から大池周辺の範囲で、ソフトバンクの電波が通じにくい状況になっています。携帯電話の電波は途切れなく繋がらないと、大変ご不便をおかけします。

ただいまお手元に配られました資料2枚をご覧ください。これは、運用前と、運用後の計画図です。電波の繋がる範囲を紫色、繋がらない範囲を白色で示してあります。赤い点が打ってある場所が、本日、皆様が視察いただいたところです。このように運用前では電波が繋がらず白色です。運用後は電波が繋がり紫色になります。比較的広い範囲で携帯電話が使えることになります。

次に、電気通信事業法に基づき、携帯電話事業者はご利用される全国すべての方が、同一のサービスを受けられるように努めなければなりません。現在、市道班山線を通過する観光客の皆様で、急にソフトバンクの電波が繋がらないよという方もいらっしゃいます。当然、事故のときに緊急連絡ができない、さっきまで繋がったはずなのに繋がらないということが起こります。この状況をソフトバンクモバイルは改善しなければなりません。

当該地の土地所有者様にソフトバンクの計画を説明したところ、「ソフトバンクの基地局が地元の役に立つのであるならば」と、ご了解いただき、所有地の一部をお借することになりました。

当該地での計画が、法令の条件範囲内でいくつかの課題をクリア出来るかどうか確認しました。

まず、法令の条件範囲です。環境に関する中野市自然保護条例や、長野県景観条例など、各種手続きが進められるかどうかです。ソフトバンクモバイルとしては、自然保護条例の『自然休養地』内ということで、自然への影響を最小限にする観点から出来るだけ小規模で、かつ、高さ20メートル以下とし、条件を満たしました。

次に課題です。現地は土地起伏が大きく、山林に囲まれているため、電波の届きにくい場所です。そこで、傾斜地の中腹で、アンテナ部の高さを18.9メートルとし計画しました。

最近ハイキングや登山で訪れる方が大勢いらっしゃいます。ニュースでも報道されているとおり、何らかのトラブルが起こった場合、携帯電話で助けを求められる方が多いです。街中だけでなくどこでも携帯電話が繋がって当たり前、と思われるこのごろです。

特に、長野県のように土地の起伏が多いところ、かつ、緑が豊かなところ

では、電波が繋がらない場所があります。原因は、電波が植物等で打ち消されてしまったりとか、山で反射されてしまったりとかが多くの理由です。

続きまして、お配りしました資料の補足説明をします。

まず、立面図をご覧ください。電柱にアンテナが付いています。地面から下の部分は、コンクリートで固めています。地面の下のところに重心の大部分があるため、地震など大きな揺れがあったときにでも通常の電力線などの電柱とは違い、倒れにくい構造になっております。

次に、色彩についてですが、主要な部材の柱をコンクリート標準色として計画しました。理由は次のとおりです。

現地周辺は緑の濃い場所ですので、できるだけ樹木に似た色彩の濃茶色等が考えられます。ところが濃茶塗装は早く色があせませす。濃茶塗装の実例としては、小布施町内にあります交差点で、金属製の鋼管柱と電力用のコンクリート電柱が、共に濃茶塗装してあるのを、皆様ご存知でしょうか。鋼管柱に比べコンクリート柱は、白っぽく変色して見た目よろしくありません。

また、空が一部開けている場所、あるいは、山の緑が濃い場所ですと、コンクリート標準色は、比較的色彩が黒めに見えます。そのため目立ちにくくなります。これは塗装費用の問題ではございません。

私ども竹花工業は、長野県内で数多くの工事をしてまいりました。濃茶色に塗ったところ、塗らないところ、コンクリートの色、あるいは、銀色の比較的色彩暗い色などがあります。以前施工した基地局を見ると、比較的色彩グレーに近い色、あるいは、コンクリートに近い色の方が溶け込んで目立ちにくくなっております。徒に人工的なものが目立つようなことは、どうもあまりよろしくないと存じます。

今回のソフトバンクの計画は、比較的色彩、長野県で利用するのに便利なプラチナバンド帯という周波数帯です。この周波数帯は、斑尾高原のような山間部におきましても広い範囲がエリア化できるものです。

資料のイメージ図をご覧ください。2番目の図で、樹林と電波の関係を説明します。高いところから電波を吹き下ろしますと木の間でも電波が届きやすくなるイメージ図です。現実に標高の高いところから電波を吹き下ろしますと、森林内でも電波が繋がります。電波が繋がるので携帯の電池も減りにくいです。

電波について少し説明します。電波は、特に天然自然のものにより、行き場を失い消滅します。

例えば、森林では、冬の間樹木が落葉していますので、携帯が繋がります。今のような夏の時期になりますと葉っぱが茂っているので、繋がりにくいことがあります。この葉っぱの柔らかさというのが電波を打ち消す原因です。比較的色彩硬い建物、コンクリートの建物ですと、電波を反射し遠くまで届きます。特に携帯電話会社の電波は、国の防護基準より非常に弱く出しています。それは、良好な電波をお届けするために最適化しているからです。

今回の計画でも、比較的色彩標高の高いところから木々の間を狙って電波を吹

くのが一番の良好な条件です。

というような様々な条件を勘案しまして今回のところで計画させていただきたく願います。以上でございます、ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。事務局及び竹花工業様から説明をいただきましたが、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

【委員】 このイメージ図の一番下の遮蔽物とプラチナバンドとギガヘルツ帯の絵が描いてあるけど、理解できないので、教えてください。

【請負業者】 はい。ありがとうございます。これは、3枚とも全部私が作ったイメージ図です。ギザギザの波模様は、ギガヘルツ帯です。ギガヘルツ帯は、比較的直線に飛びやすいものです。これは繋がれば非常に具合がいいのですが、建物などに当たりますと、建物の裏手には届きません。あるいは、遮蔽物、先ほどの葉っぱのようなものに電波がぶつかると、全く届きにくいことを示しています。横棒の線にしておりますのは、大きな波の一部を切り取ったものです。横棒の線がプラチナバンド帯のイメージです。プラチナバンド帯というのは、建物や山の傾斜、遮蔽物があっても、大きな波ですので、裏手にぐると回り込む、そういったイメージです。

【委員】 図の下から上に電波が進むイメージですね。分かりました。

【会長】 よろしいですか。ほかにございましたら願います。

【委員】 ここを選んだ理由はですが、なぜ、他社の基地局は高台にあるのに、あえてあのような木のあるところに選んだのか。特に、私が危惧しているのは電柱です。資料には3メートルと書いてあるけど、あえてそういうようなところよりもね。

それと、木々がだいぶありますが、木は成長しますよね、こういうのは後々高くなり伐採するとか、そんな計画があるのですか。

【請負業者】 はい。まず木について申しあげます。資料にあります現地の写真をご覧ください。この木は、隣の土地をお持ちの方のもので、隣の方にも説明に伺いました。「樹木の高さを制限するため、できれば芯止めして切ってもらえると嬉しいですけど、そういうわけにもいかないですよ」とお話ししましたが、「まだ成長段階で、伐採する樹齢じゃないからちょっと切れません。」とのことでした。「先々、もっと木が伸びてきて影になるかもしれないよ。」という回答もいただきました。今のところ、あと10年くらいは樹木の影響はなさそうです。そのころ、伐採樹齢になるかもしれないという判断です。

本当は高いところに建っておいた方が良いのでは、という2点目のご質問ですが、たしかに仰るとおりです。ここを選んだ理由は3つあります。

1つは地盤です。山に向かって道の左側、大池のある方です。あそこは地元の方々に伺ったところ、「堆積した土があるところで、地盤がフニャフニャだからやめた方が良い。」と教えていただきました。

既設の電柱も上っていく道の右側、山の方に全てあります。電力線の電柱は、電線でもたせる支持力部分があります。その電柱も、道の右側にあることから、地元の方々のご教示に従いました。



2つ目に、山の上の方にできるだけという質問です。たしかに電波を広い範囲に、エリア化できるのは、そういう高いところですが。今回は大規模な基地局ではなく、かつ、周囲の景観に合わせ、特に斑尾の山の方に向かうスカイラインを見たとき、あるいは、3方向、4方向から見た場合に、山の上、高いところに建ちますと人工物が山の上にポツンと立つ感じになり周辺の景色及び景観を損ねます。というのも、将来、木を切った場合に人工物が空と山の境、スカイラインより上に出るからです。

周辺の景観を損なうことなく、かつ、広い範囲をエリア化する計画は、長野県の皆さんの利益と事業者の利益の両方を満たすと考えます。

3つ目に、KDDIさんは高い場所に建っています。あの場所には、電気を自分で引っ張らなければいけません。中部電力さんから「引き込み出来る電線の距離には限りがあるよ。」というお話をいただいております。また、3メートルというのは、電線から3メートルの距離です。これは工事をするときに、安全のため、3メートルは離す必要があります。電線から近すぎると、作業員が感電する恐れがあります。作業員は電気工事のベテランですが、あの場所がギリギリセーフティというところですが。電柱の傍に建てることによって、電気を引っ張る距離が短くすることができ、また、何らかの停電トラブルを抱えた場合に、ソフトバンクとしては復旧しやすいという一石二鳥もあります。

まとめますと、私どもとしては、長野県の景観を損ねないため、環境の保全に努めるため、というのがまず大前提。次に、ソフトバンクのエリア化と保全と中部電力さんの電力供給の協力を得やすい場所であること。以上のことから、このたびの計画地を選定しました。込み入った話ですが、地元で最大の利益ある場所をソフトバンクに提案して、計画を進めるというスタンスでおります。以上です。

【会長】 ほかにございますか。

【委員】 中野市に15メートルを超えるような、自然休養地のアンテナというのは、現在何本ぐらいあるのか。そして、今後どのぐらいの増え方、例えば、ドコモとかも建ててくると予想されるのか。事務局の方で。

【会長】 事務局、説明をお願いします。

【事務局】 はい。自然休養地内には現在2本建っております。また、今後ですが、企業活動のことですので予想はできません。相談等もないので把握してございません。以上です。

【委員】 そうするとその1本が、今のKDDIのもの。

【事務局】 そうですね、もう1つが牧ノ入地区内にKDDIのものですが、19.8メートルのアンテナが建っております。

【委員】 今の質問に関連して、中部電力の100メートル近い送電線の鉄塔であるとか高速自動車の橋は全部エリアから外れて建ってるんでしょうか。

【事務局】 はい。自然休養地での建築物等は20メートル以下と決まっておりますので、送電線につきましても高速道路につきましても、休養地を外した形で通って

おります。

【委員】 一般的な疑問ですが、電柱でしたら、その重量制限まで重量のあるものをかけることができ、いろいろな会社が使っています。携帯電話の中継塔の場合は、それぞれ事業者がバラバラに設置されていますね。それぞれの会社の戦略でやられると思うんですが、今回のようにかなり隣接しているような場合は、なるべくまとめてやるようなことなど事業者同士の協力関係はできないのでしょうか。

【請負業者】 はい。まず、このたびの計画地では、KDDIさんの基地局にソフトバンクの設備は取り付けられません。理由は2つです。

1つは既設の高さが低いことです。KDDIさんのアンテナは樹林から少しだけ上に出ています。ソフトバンクがKDDIさんの電波と干渉しない高さに取り付けられたとすると、樹木の中ほどの高さになってしまい、電波が遮蔽されます。従って、既設の塔体の高さを上げてアンテナを取り付ける必要が生じますが、当然のことながら自然休養地内ですから、高さ20メートルという制限があります。KDDIさんのアンテナは高さが既に約20メートルです。

2つ目は、事業者が1つの塔体を共同利用するには、たくさんの込み入った事情があります。念のため知りうる範囲で説明しますが、まず、高さについてです。電波というのは先ほども申しましたとおり、波のように出てまいります。例えば、東京タワーとかスカイツリーのような規模の大きいものと、上から下まで一定間隔でアンテナが付いています。NHKだったり、次が携帯電話会社であったりです。アンテナは水平方向のほか、縦の方向も距離を離さないと電波が相互に干渉します。ですから、アンテナを基地局に複数付けるには、とにかく高さが必要です。

次に、各社間の関係です。お互いの使用料と契約が発生し、電力線の引き込みに関して電力会社さんとの折衝が発生します。共同利用には行政さんの、都道府県レベルの強い行政指導、リードがあって初めて成り立ちます。

続いて、電力についてです。皆様がお住まいのお家のところでは、個人、一筆の土地の契約1回線のみ入っています。別々の他人が同じ家の1階と2階に住んでいるから入れるというのは、それはアパルトマンションの契約だからです。という具合に、同じ土地に複数の人が使うからということだと、電力事業者さんは電気をなかなか引いてくれません。

最後に、各事業者特有の事情です。他の事業者さんには事業計画にそれぞれ歴史的経緯があり、また、それぞれのプロジェクト毎に電波の空白地帯を埋めてきたようです。ソフトバンクは、やや後発組ですので、市街地から、だんだん里の方、山の方にアンテナをつくってきた経緯があります。となると、そもそもの電波が届く範囲の計画図が大分違います。

どうしても、いろいろな人がお住まいのところ、主要な道路をエリア化した結果、最終的にやっぱりどの事業者もここ必要だねということになり、やむを得ず狭い範囲に各事業者の基地局がある場合があります。

【会長】 ほかに、ございますか。

【委員】 携帯電話はもしものときに命を守るものだと思いますので、どうせだったら1メートルでも高い方が良いのではないかと。KDDIも道からは見えないと思うのでね。だから19.9でもいいのに、なんで18.9なのかを説明してください。

【請負業者】 はい。大変ありがたいお申し出で、ありがたいのですが、これは、構造体の構造計算によるものです。

19.9メートルだと鉄の鋼管柱で、かつ、基礎が4メートル四方の深さ5メートルくらいのもをつくります。そのような基礎を設置する場所を確保するには、山をかなり削らないといけません。

一方、18.9メートルというのはコンクリートの繋ぎ柱というのがあります。そのコンクリート柱にアンテナの支持柱を付けて最大限の高さが18.9メートルです。それも19.9メートルあれば良いのですが、構造計算上、どうしても、もう1メートルが足りません。

【会長】 ほかにございますか。せっかくの機会ですので何か。いいですか。

(「なし」という声あり)

【会長】 では、質問がないようでしたら、請負業者さんには退席していただきます。ご説明ありがとうございました。

【請負業者】 皆さん、ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。失礼いたします。

(請負業者退席)

【会長】 それでは、先ほど申し上げましたとおり、市は、環境審議会の意見を参考に、事業者に対し指導することとありますので、皆さんのご意見をお願いいたします。

【委員】 質問ですが、意見を聴かなくてはいけないというのは、審議会として総意として、こうであるという結論を出してほしいってことですか。

【課長】 今回の提案させていただいた案件については、審議会として、どうお考えいただいているかというのを諮問させていただいたわけでございますので、答申していただきたいわけです。

【委員】 はい、わかりました。

【委員】 平成22年に、KDDIの中継塔が建てられて、そのときも環境審議会にかけられてますよね。インターネットで議事録を見たんですが、そのときも、かなり慎重にこの環境審議会の場でKDDIの電柱について、木1本まで切るのか、切らないのかみたいな慎重審議がされてたのを読んだんですが、結果として現場を見るとKDDIのすごく目立つあの塔と、今の竹花工業さんの非常に環境に配慮した鉄塔と、環境に対する出来栄えが違うんですが、そこらへんがどう市としても今回のように配慮してという意見の出し方ができなかったのかなって。審議しても、あんなに差が出ちゃうのかと思うんですけど。

【課長】 はい。22年の4月の段階で審議会に諮問し、市長の方に答申をいただいて

おります。その意見について、現時点クリアされているかどうかということは、基本的に私どもの方で確認しなければいけない部分かと思えますけども、参考までに4月に意見を申し上げたものをお話し申し上げます、3点ほど意見を付して市長の方に答申してございます。

まず1点目は、開発地においては樹木の伐採等、自然の改変を最小限にとどめること。2点目として、開発に際しては、周辺の植物の保護についても配慮すること。最後に3点目として、当該建築物が周囲の景観を損なうことのないよう、工事完了後は植栽などにより自然環境の回復に努めること。の3点を意見として付して市長の方に答申しております。

【委員】 その3点目なんですけど、できた構造物がなるべく周囲の景観を損ねないように植栽等するって、この審議会で付されたんですけど、どう見ても3年経ってそんな配慮があるのかなっていう疑問を感じるんですけどそこらへんはどうなんですか。

【委員】 あそこの土手のところの松は自然に生えてんのかな。植えたんかな。だいぶ松が成長してきてるからさ。

【委員】 あの土手のは、自然に生えてますね。

【委員】 22年度のときは、会議だけで、現地視察しなかったんですよ。書類だけで意見を聴いて、それで終わりにしちゃったから。

どこに行くにしても、環境審議会委員として行くんだったら、バスを出して皆さんで見に行きましょうよってことになって、それからはどこでもバスで行くようになった。そのときは、KDDIさんの工事関係者の説明もなかったし、今回の場合はソフトバンクの方の説明もあったから、だいぶそこらへんは違うと思うんですよ。

【委員】 場所的にはね、今の方がずうっと植物がたくさん生えています。前のときの方がつくったばかりでもあるのか、あの道路、今の土手のところなんかはね、切り取っただけ。そこに種を植えてそういう感じ。

【会長】 前回は行ってないそうで、今回みたいな形とってなかったそうですので、今後も今回みたいな形でやっていただければいいですね。

【委員】 前回のときにいましたので、いろんな意見は言いましたけども、それを交えるってことは、もっと低くしろとかそんなことはできなかったですよ。こういうふうに計画立ててるから、いいんでしょうかっていうふうに出してくるものなんです。

それにしても今回の請負業者さんみたいな考え方でやってくだされれば分かるんで、そういう説明、とても良かったと思うんでね、これからもそういう方の説明はしてほしいと思います。

【課長】 私どもの方でも、申請がされる案件については、結構、具体的なものも多くございますので、今後においても申請される事業者の皆さんの方にも同席をいただいて、説明をいただくというスタイルを保っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 はい、そういうことでお願いします。ほかにございますか。

【委員】 よろしいですか。一言お願いしたいと思います。観光について進めていきたいという市の方針もございますし、現地近くにはまだらおの湯がございます。それと飯山市の関係では、北信州みゆきも観光事業をやってございまして色々と進めてございます。ただ、スキー場等運営していくには厳しい時代になってきております。

先ほどから聞いておりますと3年前の電柱が、どうもだいぶ皆さんの中でやり玉に挙がってるんですが、今回はきちんとした説明もございまして、自然にも配慮した施工業者の考え方に、ソフトバンクの皆さんも賛成なさってるようなご意見でございます。

私は建てていただくことに賛成でございます。やはり、これからの時代、ソフトバンクなど携帯3社がございまして、どんどんと重ねていく中でやはりそういう携帯をお持ちの方、モバイル通信もございまして、やはり観光へ来ていただける皆さんがですね、不便を感じるようでは、いくら北信州に来てほしいと看板を掲げても、やはり不便なところには行きたくないというふうな思いもございまして、できれば、環境に配慮していただいておりますし、前回の問題もございましてけれども、今回はソフトバンクの電柱につきましてはやはり建てていただければ色々な環境、それから観光の部分に対してもいいと思いますので、ぜひやっていただきたい。私は賛成ですのでよろしく一つお願いします。

【会長】 賛否をここで採るとということよりも、ただいま皆さん方から、それぞれご意見を出していただきました。その意見と事務局案を検討していただいて、付け加えるかそのまま出していいかということ審議、検討していただければいいよね。

【委員】 この場でこういう付帯文章でいいかと、ちょっと提案してもらって全員で承認をすればいいんじゃないの。

【課長】 はい。私どもの方で意見がどうのこうのという問題ではございませんが、ただ、22年の4月の段階においては3点の付帯意見を付して答申をしておりますので、今回の件について付する意見といたしましては、開発地においては樹木の伐採等、自然の改変を最小限にとどめること。それから、開発に際しては、周辺の植物の保護についても配慮すること。というのが今までの案件を参考にしております。以上でございます。

【委員】 いいと思うんですけども、今の皆さんの意見を踏まえて、今後何メートル伸びてきたらどうだという説明もあったので、工事時及び運用時における伐採への配慮を付けて加えたいと思います。それから、景観に配慮するというのもKDDIの件を踏まえて、より、練れた文章がいいだろうと思います。

それから、説明にあった、必ずしも高い土地を優先するんじゃなくて、景観を優先した作業なり、強い電波を出すよりも、必要最小限のエリアを対象にして考えるという姿勢を大切にやっていただくという前提で認めるというようなことを、市長への答申の中に織り込んでおけば、次回、同じような事例が起きたときに参考になると思うのでそんな4点の付帯決議を付けて

答申を出したらいいと思うんですけども。以上です。

【委員】 今の意見と似たところがありますが、すぐ傍の杉林は切る可能性あると思うんです。ところが、ソフトバンクさんは2メートル×2メートルの土地だけ借りてて、その向こうのは自分の範囲じゃないんだよね。だけど、あの杉の木を切ると本当に目立った鉄塔になるんじゃないかなと思う。伐採のときに景観上に配慮するよという、そういう文言を入れていただくことはできるんですか。

【委員】 でも、切るのは全然違う地権者が切るんですよ。

【課長】 杉林の関係でございますけれども、どうしても民地に立っている樹木に関して切るなどまでは、私ども、ちょっと及ばないのが現状でございます、そのへんのところは、また改めてご留意していただきたいというふうなところでございます。で、ただいまいただいた、それぞれの意見でいきますと、冒頭、私の方で申し上げた2点の部分と先ほど仰られた工事、運用時の伐採の配慮と、景観を優先した必要最小限を前提としてやっていただきたいといった大きくはその4点に対する意見ということで、市長の方に答申をしていくことになろうかと思うんですけども。

【委員】 私が言いたいのは、先ほどの説明どおり守ってもらいたいということ。あのとおりにやってもらわないと困ると思う。

【課長】 先ほど申した4点の部分と、今、仰られた説明があった事項は確実に守れよといったものを…

【委員】 箇条書きに、こんなことが説明であった。ということを守ってやってみよう。

【課長】 私どもの方では、申請された書類、申請の添付書類、そういった部分について説明を受けるのは当然でございます、それ以上のことは多分説明はされていないというふうに思っていますので、当然、申請されたとおりに、俗に言う約束事は履行しなさいといったことになるかと思うんですけど。

【委員】 基本的な考え方、施工するにあたっての考え方を述べてらっしゃったじゃないですか、そこが重要だと思うんですよ。最後の図面なんかは、ああなんだけど、これに至った基本的な考え方でこの施設をつくるんだと、この思想を守ってやってくださいよ。ということ。

【課長】 今の説明を聞いたときには、私的な考え方も中には折り混ぜての説明の部分がないにしてもあらずだったと思いますので、それがイコール付帯意見として市長に申し上げるのは、そのへんはいかがなものかなと思うわけでございます。

もちろん、ここで説明したことは会社を代表された言葉だと、私どもも解釈してますんで、その言葉というのは重く受け止めております。

【委員】 この計画書の案の中で、それは細かくうたってあるんじゃないんですかね。どういう目的で、環境保全に対してどういうふうにかけて、この設計をたててってというような。私どもの手元の資料にはないんですけども、市の方へ最初に申請したときにソフトバンクなり、先ほどの会社が、事業計画なりきち

んとしたものを付して出してありますよね、きっとね。

【課長】 私どもの方でも、皆様方の方にお渡ししてあります事前協議書の写しのままでございます。

【委員】 そうですか。じゃあ、環境にどういうふうに配慮するとかというものは一つも書いてないということなんですね。

【課長】 環境に配慮を当然しなければならないというのは、私どもの方にも条例にありますので、そういった条例にのっとなって受付をしながら、審議会の意見も聞いて市長に答申をする、そういったスタイルでありますので。

【委員】 そうすれば、先ほど業者の方が仰ったことは市が決めている条例どおりということで、理解させていただいてよろしいということですか。

【課長】 条例どおりに施工されない限りは、審議会に提案することも私どももできませんので。

【委員】 ということであれば、当初のとおりきちんと守ってやっていただきたいというのを審議会の意見という形で付せればいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【会長】 ただいま、各委員からご意見をいただいたわけですがけれども、自然環境保全の観点から、それぞれ意見を集約したいというふうに思います。

色々出たご意見を事務局で要約したものを、朗読させていただきます。開発地においては樹木の伐採等、自然の改変を最小限にとどめること。2として、開発に際しては、周辺の植物の保護についても配慮すること。というような、色々ご意見が出ましたが、あと何か。

【委員】 4点書いてあったと。

【会長】 事務局で要約したのは、この今2点。

【課長】 先ほど、委員さんが仰られた、あと、ほかの2点の部分、私の方でも要約してお話し申し上げた部分でございますが、工事運営時の伐採の配慮、それから景観を優先し必要最小限を前提とすることだという、その2点が付け加わった部分でもございますが、そのへんのところは、先ほど会長の方からお話があった1点、2点の中にも、収まる部分かなと思うわけでもございますが、それで、2点ということで要約させていただいた部分でございます。

【委員】 でも、先ほど課長が4点にわたって要約したんだから、それをいきなり2つにしないで、それで付帯意見にさせていただいたらどうですか。

【課長】 そのプラス2点の部分は、会長から申し上げた2点の中に要約されるのかなということで、今、申し上げた部分でございますので。あと、皆さんの方でいかにしたらよろしいかというところでございます。

【委員】 はい、いいですか。

【会長】 足りないってところをお願いします。

【委員】 一応、私的には、最初の2つは22年の付帯決議にもあった内容であると、先ほど請負業者さんの説明や現地を見たりして、いろんな新しい内容を議論したわけですから、そこを加味した4点を付ける。

【委員】 具体的に言っていた方が、ほかの委員さんにも分かるかと思えます。

【委員】 会長が読まれた意見についてですね、その開発時にというのを、杉の話もあるので開発時及び運用時というふうになんかちょっと広げたほうがどうかと。

【課長】 開発地において、です。

【委員】 工事時及び運用時含めて、周りの植物の伐採や、環境の維持をし破壊をしないように努めるということと、それから景観のことも、KDDIのアンテナのことを複数の委員の方がよくないと発言をしてたので、景観に十分配慮することというのを加味していただきたいと、それから、ただ、より高い場所に、より強い電波を出すようなのではなくて景観に配慮しながら必要最小限の施設をつくるように努める形で工事を進めてもらいたいというふうに。

【委員】 いいですか。今、KDDIとソフトバンクと同じ携帯会社2社の鉄塔が並ぶんですけども、環境に配慮して建てますっていう同じ言葉を使っても実際出来たものがあんなに違うわけなんです。私たちがいくら答申しても事業者さんの方で実行してくれなければ、いくら時間を費やして審議しても、あんまり良くないことだと思うんです。それで、事務局として事業者さんで本当にやってくださったかどうかというものを事後確認をして、例えば次回の審議会に報告するのはしていただくことはできるんでしょうか。

【課長】 いずれにしても、審議会の意見が出された部分っていうのは、当然確認をしていかないといけない部分かと思いますが、22年度のKDDIにおいて、法面の部分については、審議会の意見の部分と違うところでもございます。

ただ、アンテナを設置するが為に、周辺の樹木等の伐採が仮に行われたとすれば、その樹木の復元というのは当然お願いしていかなければいけない部分もございますので、ですから、先ほど私の方からお話し申し上げたとおり、また事業者の方にも確認させていただきということでございます。

【委員】 完成検査というのはあるんですか。

【課長】 KDDIのアンテナについては、平成23年9月には確認をしておりますので、そのときの完了届出書を回しますので、もし、よろしければご覧をいただければと思います。

【委員】 でも、植栽の復元っていうのはやっぱり2、3年経たないと。建った直後ってのはなかなか。

【課長】 先ほど申し上げたとおり、その法面は開発地には入ってない部分でございますので、その法面まで植栽をなささいよということは、私どもの方は言える部分ではございませんので、そのへんだけはご理解をいただきたいと思っております。

【委員】 わかりました。

【会長】 先ほど、委員さんからご意見出されましたが、4つにわざわざしなくていいね。だから、私の方で先ほど事務局案で読ませていただいた文章で、開発地においてを開発地、運用時において樹木の伐採等、自然の改変を最小限にとどめること。それと2番目の開発に際しては、周辺の植物の保護、景観についても配慮すること。あと必要最小限の電波でとどめること。もう一つ、工事やったあと事務局で事後確認をして、報告をすると。



- 【課長】 会長さん、電波の問題は、私どもの方ではちょっと言えない部分でございますので…
- 【委員】 電波というか、施設ですよ。必要最小限の施設にとどめてもらいたい。
- 【会長】 電波じゃなくて必要最小限の施設ってことね、はい。
- 【課長】 私どもの方には…
- 【部長】 出てきてる内容なので、それが、もう協議書の内容なんです。皆さんに見ていただいた内容なので。
- 【副会長】 委員さんが仰ってることは、高いところ、強い電波、データ云々、非常に説得力のある説明がありましたよってことを、今後も間違いなくそういう事例が生まれるから、そのときに生かすような配慮を願いたいということだよ。
- だから、細かくいろんなことを説明してもらったけれども、それを含めて事務局の方でね、今回の色々議論されたことが次回の事案に生かされるように配慮願いたいと、こういうことを、多分仰りたいんだと思うから、そんなような表現でどうなんですかね。
- 【委員】 皆が読むのは事実上の答申の文面なんで、その中にもある程度盛り込んだ方がいいだろうというふうに思います。
- 【部長】 会長、よろしいですか。
- 【会長】 はい。
- 【部長】 ご協議いただいている答申案については、中野市長あてのものでありますので、今、ご議論いただいているそれを、皆さんにわかるようにするためには議事録に残して、ホームページ等で公開していきますので、それは皆さんの目に触れますから、細かな内容はそれでいいと思うんです。市長に対する答申については、骨子だけまとめたものを提出していただければというふうに思いますが、よろしくお願いたします。
- 【委員】 今は、骨子をどういう文面にするかは今、議論をしてるんですね。
- 【部長】 ですから、それを今後生かすとか、あるいは、協議した議論の内容を市民の皆さんに知っていただく、ほかの皆さんにも知っていただく、そういう意味では情報は公開していきますので、その中で十分、皆さんの協議というものは残っていくといいますか、今後に反映されていくだろうというふうに事務局は考えているということです。
- 【委員】 この審議会というのは業者の考え方を審議する場ではないですよ。出された計画の妥当性を審議する場ですから、こういう考え方を取れとかいうことは、なかなか、この審議会の裁量範囲を超えて難しいと思うんですけれども、それでも、市長の答申でもこういうような配慮するということで、審議会としては了承したいと思うとか、そういう議論が生かせるような文章上の工夫というをね、やってもらいたい。
- 【委員】 今の話聞いてて、私よくわかんなくなってきたんだけど、一つはね、市長に対してこのソフトバンクから出てる計画について、どうなのかっていう意見を言うんだらば、この計画どおりでいいんじゃないですかって

う一言で終わっちゃうと思うんですよ。

そうじゃなくて、今日の話聞いてたりして、今後どうしたらいいんだろうなってときには、どんな考え方でこの計画作ってるというようなことが、申請されたときにわかるような仕組みが必要なのかな。ただ、市の条例に合わせるように、何メートル以内にしましたよとか、そういう会社もあるので、自然保護という観点は、こんな考え方でやりましたなんていうのを付いてるのも、少しあった方がいいかななんて気がしたんですけど、今日聞いたような話が事前にわかれば、しっかりやってくれそうだなとかね、こりゃあ危なさそうだなとかっていうのはわかるんじゃないかな。

【委員】 そういうふうに、この計画で全然問題ないっていうふうに仰るんだったら、ちょっと私も一言申し上げたいんですが、私は個人的なことで携帯電話を持たないようにしてます。それは、やはり持てば環境に必ず負荷が掛かってくるし、なるべく持たないようにしようってことなんです。だから、この計画が全然環境に問題ないよっていうふうに、断定されてしまうと、私としたらやはり鉄塔は1本でもないほうがいいんです。

【委員】 いや、そうじゃなくて。この審議会って、なんでやってんのって言ったら、自然保護条例ですよ。それにのっとってやるしかなくて、電波塔1本でも少ない方がいいというのは、また別の考え方で、別なところで主張されるべきことだと思うんですよ。この規則の中でやってて、それはなんでかっていうんだったら、その規則変えなくちゃ。だと、私は思う。今回の審議会ってのは、あくまで、この市の条例の中でどうなんでしょうかっていうことを言われたときに、合ってるか合っていないかという話がメインであって、そこから外れた話というのは、また別なところで議論しないと、おかしくなっちゃうと思うんですよ。

【委員】 この計画で問題ありませんって文言は、少なくとも答申には入れていただきたいくはないと。ただ、利便性を考えた場合、必要最小限の施設はやむを得ないっていう表現であれば、私としたらしょうがないかなっていうような気がしてます。

【会長】 この討論をしてると、一晩中やっても結論が出ないと思います。

今日は、まず市長への答申案というようなことで、事務局から話ありましたが、あんまり細かく市長に答申してもあんまり意味がないというように思います。

先ほどから、皆さん方ご意見出していただいたのは、今後いろんな面において、この審議会は諮問機関ということでもありますので、また、会議を開くときもあるかと思えます。そういう次の事業に対しての我々の意見というようなことで、ホームページに載って市民の皆さんに見ていただけるかと思えます。そんなことで、この次に審議会あったときに、また時間ありましたら、基本的な討論をお願いしたい。

今日は、まず、市長への答申案ということで、さっきの1、2の項目ありましたが、それじゃあ少ないってことで、運用、景観、必要最小限の施設、

また、事後確認を事務局に行っていたきたいと、こんなことで、今日、審議会の市長への答申はいかがですかね。

【委員】 今日、初めて現地を見ましたが、KDDIのときに道を造ったわけだから、あの斜面は、工事したばっかも丸裸になってたと思うんですね。そういうことを、してほしくないから3つの答申を付けたんですよ。市長に答申するってことは、環境課がそのことを守って仕事するってことですよね。市長にお願いするってことは、今日話し合われたことも環境課の係が、そのことを守ってくかどうか確認してもらうのは当然だと思うんですけども、今日初めて見に行くと、あの斜面がそのままになって、自然の実生の松が多少出てきたんだなというふうに思ったんでね。環境課としてどうにもならないってことじゃなくて守ってほしいなって思うんですけどね。

【課長】 審議会の方でいただいた意見というのは、先ほど部長の方からも話ございましたように公開をしますし、答申の中にも盛り込まれた意見として付す場合も当然ございます。

また、お話の中の斜面の話につきましては、先ほどもお話し申し上げましたとおり、KDDIの申請案件とは別の案件でございます。私どもの方は、その斜面に対してどうのこうの言える立場ではございませんので、ご理解をいただきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

【委員】 私はさっきから部長が言うように、答申っていうのは基本的に簡潔明快で出してさ。だから、さっきから会長さん色々と苦労してますけど、私は2点でね、言葉を出していただいて答申するってことでやっていただければ…。

【会長】 はい、ありがとうございます。先ほど2点じゃなくて、必要最小限の施設、事後確認というような項目を入れさせていただいて、市長へ答申をしたいと、こんなことでよろしいですか。

【課長】 会長さん、ちょっとよろしいですか。

【会長】 はい。

【課長】 3点目の必要最小限の施設ということになりますと、認めている施設がそのままでございますので、必要最小限の施設という意見というのは、それはいかがなものございましょうか。

【部長】 協議いただいている施設というものは、皆さんにお配りしてあるとおりのもので、これをつくられるということなので、それに対して必要最小限という言葉をつけると問題があるということと、設置後、確認という話がありましたけど、これは行政として当然でして、今、文書をお返ししたとおり、設置後はきちっと実行されてるかどうかの確認もしておりますので、それをまた市長への答申の中に入れる必要はないと私は思っておりますので、その確認をお願いしたいと思っております。

【会長】 ここへ付け加えることはありますかということで、議長として皆さん方にお諮りをしなければならないもので、今、その2項目に対して、開発と運用、保護と景観、入れさせていただいて、あと必要最小限と事後確認ということをつけ加えるか加えないかということで、どうですかね。市長への答申の文

面ですけど。

【委員】 先ほどから、皆さんがここで決めたことについては、事務局は出してもらって構わないと仰ってるんで、ここの意見として市長に答申するんですから、これでいいかどうかを、皆さんの多数決を採るなり、いかがでしょうか。

【会長】 それでは、ご意見出していただいて、この1、2では足りないという委員さんからご意見出ました。条例には何メートル以下ならそれ以上のやつはできないと、そんな必要最小限という文言を入れることはないという意見もありますけど、委員の皆さん方からそういう意見が出たってことで、必要最小限それと事後確認、それを付け加えていいかどうか委員の皆さん方にお諮りをいたします。どうですか。

（「じゃあ、決、採りましょう」という声あり）

【会長】 どうですかね。開発地、運用時について、樹木の伐採等自然の改変を最小限にとどめること。2つ目として、開発に際しては、周辺の植物の景観、保護についても配慮すること。で、3つ目と4つ目は、必要最小限の施設をつくると同時に事後確認を行っていただきたいと。

【委員】 私はね、色々良い意見出てますが、その必要最小限という文言ですが、この設計は必要最小限の形で作ってるんじゃないかと思うんですよ。もし、これに必要最小限にとするんであれば、もう1回、業者と話をしないと。この会議の前に必要最小限になるかどうかというところを確認する必要があると思う。これよりもっと必要最小限にならないかっていうことを事前にやんなきゃと思うんですよね。

それと事後確認ね、これは工事終わってから確認するんですが、これ役所の職員の仕事の中に、当然やらなければいけないことであって、それをあえて付け加えるというのは。と私は思うんですね。

【委員】 私が心配してるのは、今回のソフトバンクさんの事業のことをではなくって、ほかの会社も近い場所に建てる可能性があるわけです。そうしたときの審議のときに、ソフトバンクのときは、ああいう良心的な事業者さんが必要最小限でやってくれたっていうことを、とどめておく。私は次のことを念頭において心配してるだけ、今回のものをさらに必要最小限にって言ってるわけではないんですけども。そういうことなんです。

【委員】 それは、審議会で残しておくということを仰るんですか。

【委員】 はい。そういうことです。

【部長】 会長さん、ちょっといいですか。

【会長】 はい。

【部長】 今後のためというご意見なんですけど、この答申は今回のこの件に対してのものなので、今後について、残すってことはおかしいじゃないでしょうか。

（「決採りましょう」という声あり）

【会長】 はい、必要最小限っていうのは、委員さんの気持ちを考えると、今の工事を縮小って意味じゃなくて、今後のためにも必要最小限の工事をやっていただきたいと、こういうご意見じゃないかと思います。

それと、事後確認というのは、私も、入れるとちょっとしつこいなど、これ、当然のこと、義務であるんで、入れない方が私個人としてもいいんじゃないかと思います。ただ、必要最小限っていうのは今後の工事のためにも、今、工事やるにも、その文言、答申案に入れても全然おかしくないかなというふうに思っておりますけど、委員の皆さん方で反対がありましたら、こんなのが入れない方がっていう反対の意見が。はい。

【委員】 私は、必要最小限っていうのは反対します。それと、その事後確認ね、それは職務上やることであって。

（「決、採ったらどうか」という声あり）

【会長】 はい、事後確認はちょっと私もまずいと思うので、これも決採りますか。

はい、必要最小限でって文言、文章は事務局で考えていただきますが、入れたいという賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成4名）

【会長】 あの方方は、反対というふうに見ていいんだね。

続いて、事後確認、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成1名）

【会長】 賛成少数ということで必要最小限と事後確認は割愛させていただきます。

議事録に載ってますんで市民の皆さん方にはきっと意見を見ていただけるかと思えます。じゃあ先ほど運用時と景観を1、2番に入れさせていただいて、市長へ答申させていただくということによろしいですか。

（「お願いします」という声あり）

【会長】 色々議論していただきましたけれども、こんな答申案で、また市長の方へ

差し上げたいとこんなふうに思いますがよろしくお願いをしたいと思えます。不慣れな議長で大変時間も長引いて皆さん方にご迷惑をお掛けしましたけれども、以上をもちまして会議事項は終了といたします。

## 5 その他

【委員】 その他で、1件いいですか。

【会長】 はい。

【委員】 公開についてって資料で、2項の報道機関によるカメラ、ビデオ等の撮影は、開会までの時間としますってのが、違和感感じたんですよ。1番で原則公開なのに、なんでここでやめちゃうの。たしかにカメラ入っていると困るときもあるけど、ぜひ考えておいていただいて、お願いしたいと思えます。

【会長】 また、次回検討するというところでお願いしたいかというふうに思えます。

以上をもちまして、会議を終わらせていただきます。長時間にわたり審議にご協力いただき大変ありがとうございました。ご苦労様でした。

## 6 閉会

【課長】 どうも、ありがとうございました。

※ 事業者から提出された資料について、社外秘のものについて出席委員から回収。